八世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制

―ウィーン書籍商ヴーヘラーの廃業処理を例にして―

上 杜 村 敏 郎

はじめに

越えて広がった「アラブの春」を思い起こすことができるだろ 簬、ウィキリークスの活動、ソーシャルメディアを通して国境を る。記憶に新しいところでいえば、スノーデンによる CIA 諜報暴 近年、ネットワークを背景にした言論活動が問題になってい

蒙専制期における出版(印刷メディアによる情報公開)とそれに 明のことのように思える。こうした情報公開とそれに対する統制 う。情報公開が権力と対峙する際に強力な武器となることは、自 の問題は歴史的にも繰り返されてきた問題である。本稿では、啓

ハプスブルク君主国における出版コミュニケーションの構造を変 制期に行なわれた出版業の規制緩和をはじめとする制度変更は、 て出版業に関しても大きな制度的な変更がなされている。啓蒙専 勅令が発布されており、急激な改革が行われた。その一環とし から一七九〇年春にかけての一〇年弱は、毎年平均約六六〇通の 築していく。特にヨーゼフ二世が単独統治を行った一七八〇年末 スプルク君主国は近代化に向けて国家システム自体を大きく再構 した。マリア・テレジアとそれに続くヨーゼフ二世の時代、ハプ

ゆる「沓物の歴史」は、「印刷物によるコミュニケーションの社 アメリカの歴史家ロバート・ダーントンが唱道してきた、いわ 化させ、地下出版を半ば公的領域へ浮上させたものであった。

処理を通じて考察したい。

対する権力側の統制の問題をハプスブルク君主国の啓籍商の廃業

たる戦争で「敗北」を喫し、それをきっかけに改革の時代に突入

八世紀半ば、ハプスブルク君主国はプロイセンとの二度にわ

半の啓蒙期には、「知識人の共和国」と呼ばれる国家の領域を越 し、オーストリアにおいては、個別書籍商の研究やパンフレッ 越境メディアの分析に精力的に取り組んできたといえよう。しか れている。「曺物の歴史」はこうしたコミュニケーションを促す えた言論空間でのコミュニケーションが盛んになったことが知ら あった。したがって、改めてハプスブルク君主国における出版(8) 市カタログの分析に依拠するあまり、分析から除外される傾向が の沓籍業の実態把握は、ドイツの沓籍業研究がライプツィヒむ籍 史」は等閑視された分野であった。さらにハプスブルク君主国 年に至るまで体系的な研究が行なわれることもなく、「聾物の歴 ト研究、検閲制度の研究は、それなりに蓄積されてきたが、近 う。しかし、いきなりネットワークの復元に取り組むことは非常 ていた。そこで、本稿では、ウィーンの背籍商ゲオルク・フィ 版コミュニケーション・ネットワークの形成に多大な影響を与え のアプローチとなる。統治者がおこなう文芸政策や経済政策は出 に困難である。ネットワークが形成される出版環境の把握が最初 コミュニケーション・ネットワークを復元する必要があるだろ 出版関連法規がヴーヘラーのおこなった廃業処理にどのような影 八世紀後半におこなわれた出版関連法規を確認し、次にこうした ブルク君主国における出版と統制の問題を検討する。まずは、一 リップ・ヴーヘラーの廃業処理問題を取り上げ、実証的にハプス

の問題について考察したい。響を与えていたかを検証し、最後にこの事例における出版と統制

会文化史」として、様々な分野で研究されてきた。一八世紀後

だったウィーン市立文書館史料を使用していないため、ヴーへ 本稿で事例として採り上げるヴーヘラーについてはミヒャエル・ 史料の残存および整理状況がよくなかったためだと考えられる。 か、史料に基づいて分析した事例研究はほとんどない。これは る分野であるが、行政当局が出版業をとのように管理していたの 補完できることである。沓籍商個人の研究はそれなりに蓄積があ る。第一に、従来の研究における史料に基づく事例研究の不足を ラーの蔵費目録や廃業処理の過程について十分に明らかにするこ ヴィンターによる伝記的研究がある。しかし、彼は未整理状態 の情報コミュニケーションの中核の一つであった。ヴーヘラーが とができなかった。第二の意義は、ゲオルク・フィリップ・ヴー 籍流通に大きな影響を与えていたことは間違いない。したがっ たかは十分な考察が必要となるが、一七八○年代のウィーンの書 ハプスブルク君主国の沓籍商として一般的であったか特殊であっ ヘラーという書籍商の重要性にある。彼はハプスブルク君主国 ることの難しい啓蒙専制期における背籍業廃業の貴重な実例であ て、ヴーヘラーの事例を研究することは、ヨーゼフ期ハプスプル く貢献する。第三にヴーヘラーの廃業処理は、通常史料で実証す ク君主国における情報コミュニケーションの全体像の解明に大き ヴーヘラーの事例を取り上げる意義は以下の三点にまとめら 関係する法規を中心に概観する。

七五四年の規定によって、手工業と小売業は「重商主義の意

る。そこから出版者の戦略や出版業関連法が実際の取引に与えた 出版業に対する行政当局の管理実態を読み取ることができ

一八世紀末ハプスブルク君主国の出版関連法規

こでは掛籍が貿易品目として認識され、産業化していく過程を出 軍とそれを支える財政の整備が急務となった。こうした状況を背 景に貿易収支の黒字化のために、国内生産物の保護育成と外国生 販売流通の監視という三つに整理できる。ここでは、特に参入に 版業関連法規から確認する。出版に関わる法規は、参入、生産、 産物に対する関税という重商主義政策がとられることになる。こ ハプスブルク君主国では、プロイセンへの対抗のために、常備

図に沿って輸出に資する産業」である「通商産業」 (Kommerzgewerbe) と「局地的需要のために生産される」ポリ はなく、彫刻家や画家、教師、薬剤師、助産婦、外科医などが分 主国では、これらの業種はそもそも産業というカテゴリーの中で た。では、曺籍業と印刷業はというと、近世のハプスブルク君 邦政府の管轄下に、ポリツァイ産業は自治体の管轄下に置かれ ツァイ産業(Polizeigewerbe)に分類されていた。通商産業は領

> 類されていた「自由な技術」(freie Kunst) と見なされていた。 課程を修了し、資格証明費を取得する必要があった。費籍業と印 だし、一部の業種においては開業のために大学で設置された教育 「自由な技術」は原則的に社団的規制の外側に置かれていた。た

た。一七六七年九月一八日の規定で、印刷業の振興のために世頃、大学が登記の監督機関となり、彼らの人数を制限してい

土地の自治体(Politikum)に従属することが定められている。 従属するが、印刷や沓籍のジャンル、その頒布に関しては、その 褩領の印刷業は領邦通商会議所(Landeskommerzienkonseß)に

八日に一四条からなる「世襲領における曹籍商のための規定」 この規定の意味するところは、印刷業が「自由な技術」から通商 ということであろう。一方、皆籍業については一七七二年三月二 産業とポリツァイ産業の中間的な産業と見なされるようになった

が発布され、開業資格が限定された。すなわち、開業を志すもの

必要があった。また、必要のない限り、皆籍商の数を増やさず、 の際に一定の開業資金(ウィーンでは一万グルデン)を提示する ならなかった。大学がその資格審査を行い、資格を授与した。そ ラテン語、そのほかの外国語という三つの言語を習得しなければ づけられ、その修行期間に沓籍業の知識だけでなく、ドイツ語、 は有資格沓籍商の下で徒弟として六年あるいは七年の修行を義務 新規開業の場合、領邦通商会議所の認可が必要であることが取り

決められた。皆籍商はあらゆる皆物を販売できるだけでなく、自

する考え方を披露している。しかし、彼の理想は特権事籍商ト 方針にもあっていた。 ものであり、未熟な背籍業の振興を目指していたこの時期の政府 た。この規定はこうした特権商人による掛籍業の独占を補完する 家事業として北ドイツで出版された有名著作を翻刻出版してい ラットナーであった。トラットナーはマリア・テレジアの命で国 力な特権街籍商の一人ヨハン・トーマス・エドラー・フォン・ト であった。実際にこの法案作成に中心となって参画したのは、有 なく、皆籍業の新規開業を困難にし、特権皆籍商を保護するもの になった。この法規は沓籍業の「通商産業」化を意味しただけで た。また三人以上啓籍商がいる都市には同業組合が置かれること と同様に領邦通商会議所と為替裁判所に従属することが確認され に出版特権を申請することができた。そして、む籍業は他の産業 かしなければならなかった。また、街籍商は自分自身の出版商品 販売するか、外国に戻すか、翌年の年市まで倉庫に保管しておく 年市の期間のみ取引が許され、売れ残った商品はその他の年市で 刷業者、製本職人は沓籍取引から閉め出された。外国の沓籍商は るようになった。それと同時に资格を持たない街籍商や行商、印 分で出版したり、啓籍を他の商人から仕入れたりすることもでき て反対の立場をとっていた。すでに一七六六年の覚むで貿易に対 これに対して、ヨーゼフ二世は特定業者による独占状態に対し

いた沓籍商の特権的地位を解消させたといえる。一七八八年、いったが、背籍業規定についても例外ではなかった。一七八二年いったが、背籍業規定についても例外ではなかった。一七八二年に、国内外の沓籍の自由な取引がすべての印刷業者に認められた。ヨーゼフ二世は背籍業を自由な競争にさらし、それによって産業育成を図ろうと試みていた。一七八六年一一月二七日には、大学に登記されていた書籍商および美術商並びに印刷業者には、大学に登記されていた書籍商および美術商並びに印刷業者には、大学に登記されていた書籍商および美術商並びに印刷業者ははや大学が背籍商資格や営業資格を認定しないことを意味していた。さらに、すべての印刷業者に書籍取引が、すべての書籍商にはや大学が書籍商資格や営業資格を認定しないことを意味していた。さらに、すべての印刷業者に書籍取引が、すべての書籍商にはや大学が書籍商資格や営業資格を認定しないことを意味していた。さらに、すべての印刷業者に書籍取引が、すべての書籍商にはや大学が書籍商資格や営業資格を認定しないことを意味していた。これは画業権の区別の報告を表表していた。

ラットナーと強力に結びついていたマリア・テレジアの統治下で 令で掛籍業と印刷業は「自由な産業と技術」と定義され、両産業 方針は見直される。こうした揺り戻しの背景にフランス革命が引 たのである。しかし、ヨーゼフ二世の死後再び、この規制緩和の におけるあらゆる規制が撤廃された。沓籍行商でさえ許可され

ぎず、そのため、書籍業も印刷業もほかの産業と同様に自由化さ

れなければならないと考えていた。一七八八年八月一一日の勅

のは必要ない」と書いている。彼にとって掛籍は単なる商品にすヨーゼフ二世は「書籍販売にはチーズを売るための知識以上のも

のカテン・カープとようによって、ウスポニー・スートは方にに下商は禁止された。沓籍商の人数は一七九二年にレオポルト二世ない。一七九〇年一月二〇日にすでに皇帝の死の直前に沓籍の行き起こしたヨーロッパの君主国の動揺があったことは想像に難く

ウィーンの卸売商ヨーゼフ・シュヴァルツライトナーの誘いを受

薪業規定が制定され、背籍商の資格が固定され、現存の掛箱商をの勅令によって制限された。一八〇六年三月一八日には新たな呰商は禁止された。費籍商の人数は一七九二年にレオポルト二世

た規制緩和の影響をウィーンの背薪業界から見てみたい。た。次章ではこうした法的状況を踏まえて、ヨーゼフ二世が行っフ二世の時代が特異な規制緩和の時代であったことが確認でき以上、本章では出版業界の規制に関する法規を概観し、ヨーゼ

ほかの商人や他国の沓藉商から保護することが決められた。

| 「反り重失りじ撃(ご友)) 廃業処理過程に見る

出版関連法の影響と出版者の戦略

二―一.ヴーヘラーの廃業処理過程

市ロイトリンゲンでルター派の説教師の三男として生まれ、各地単にヴーヘラーの廃業処理過程について確認しておく。管理実態について、整理、考察する。具体的な検証に入る前に簡管理実態について、整理、考察する。具体的な検証に入る前に簡本では、ヴーヘラーの廃業処理の過程から読み取れる出版者

で商人、職人としてのキャリアを積んだ。その後、一七八〇年に

大きく広がり、禁書流通に大きな役割を果たしていたと考えられた。出売業の権利を獲得し、ウィーンのザイツァーホーフに自分ち、卸売業の権利を獲得し、ウィーンのザイツァーホーフに自分ち、卸売業の権利を獲得し、ウィーンのザイツァーホーフに自分は、その後、市場開催期間以外にも書籍を売るために、書籍業の権利を申請し続け、一七八五年にようやく書籍をがし、書籍業の権利を獲得し、名実共に書籍商となった。彼はプロテスタントのための宗教し、名実共に書籍商となった。彼はプロテスタントのための宗教し、名実共に書籍商となった。彼はプロテスタントのための宗教し、名実共に書籍商となった。彼はプロテスタントのための宗教し、名実共に書籍商となった。彼の販売網はハブスブルク君主国にする書物を世に出し続ける。彼の販売網はハブスブルク君主国にする書物を世に出し続ける。彼の販売網はハブスブルク君主国にする書物を世に出し続ける。彼の販売網はハブスブルク君主国に大きく広がり、禁書流通に大きな役割を果たしていたと考えられた。日本記書を持ていたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。日本記書を表表していたと考えられた。

密結社ドイツ・ユニオンとの関係であった。警察は「この地上のび家宅捜索で発見された禁む二七点の他に、彼の所属していた秘よる取り調べが行われた。この際に焦点となったのは、店舗およかがっていた。一七八九年八月七日から二五日にわたって警察に版していたヴーヘラーをすでにマークしており、逮捕の機会をう版していたヴーヘラーをすでにマークしており、逮捕の機会をうを販売したことで逮捕された。警察は政府に対する批判文書を出を販売した。

訴えている。 ジャン・ベルゲン伯爵は事件を受けて禁む拡散の厳罰化の徹底をフォン・ベルゲン伯爵は事件を受けて禁む拡散の厳罰化の徹底を 刑事裁判にはならなかった。しかし、ヴーヘラーには全ハプスブ う手稿を問題視し、ヴーヘラーの一件を刑事事件として処理する 唆している。また、下オーストリア領邦長官ヨハン・アントン・300 引用し、この事件が「出版の自由」の終焉につながったことを示 ラー事件を異例の捜査が行なわれたものとして描写しており、一 時代史を書いたフランツ・クサーファー・フーバーは、ヴーへ ンでの沓籍菜を廃業せざるをえなくなった。ヴーヘラー事件は ルク世襲領からの追放と一千グルデンの罰金が課せられ、ウィー わっていた明白な証拠を発見できなかったため、結局この事件は かどうかを検討していたが、ヴーヘラーがこの手稿に積極的に関 渉目的に沿って三つの時期に整理できる。すなわち、ウィーンへ 七九〇年一月二〇日に発令された事前検閲の禁止を定めた勅令を ハプスブルク君主国の出版管理政策にも大きな影響を与えた。同 点である。 の帰還、有利な条件での在庫売却、オークションの実施方法の三 ヴーヘラーは追放後すぐにウィーンへの一時滞在の嘆願運動を ヴーヘラー(および彼の代理人)と政府当局は、廃業処理の期 絶えず交渉し続けていた。この交渉過程はヴーヘラーの交 ラーは滞在していたパッサウから一七八九年一一月一三日に下 位中には帰還が許可されることはなかった。 「この判決は罰金刑を決定し、それを追放で厳罰化した」と自分 売却しようとする意図を読み取ることができるだろう。また、 **掛籍の広告」の許可を求めている。ここには復活祭の市で在庫を** 中で翌年の復活祭までの期限付で「古い書籍と合間に出版された 宛名不明の嘆願沓を沓いている。ヴーヘラーは、この嘆願沓の る。しかし、状況はなかなか変わらず、さらに一ヶ月後に彼は舒産と出版商品が損害を被るのではないかという不安を語ってい 求める嘆願甞を送っている。その中で彼は自分の不在中に自分の オーストリア領邦長官ペルゲン伯爵に宛ててウィーンへの帰還を た。レオポルト二世はヴーヘラーの嘆願を聞き届け、六週間の③ 綴った。レオポルト二世の私的相談役の一人であったレオポル。 産の売却と動産の回収をする期間の滞在許可を求める嘆願書を 満ちた言葉で綴り、ウィーンへの帰還とわずかに残る自分の不動 市民権と祖国の喪失」は事実上の死刑と同じものであると悲哀に 九〇年七月一二日、ヴーヘラーは新皇帝に宛てて「財産と名替 に下された判決への不満を訴えている。だが、ヨーゼフ二世在 ト・アロイス・ホフマンはヴーヘラーが帰還できるように尽力し ヨーゼフ二世が崩御し、レオポルト二世が帝位に就くと、一七

一時滞在が認められた後には、滞在延長、追放取り消しを

滞在を許可した。一七九。年一〇月三〇日にヴーヘラーはウィー

偉人および人類のあらゆる諸身分に捧ぐある計画への序論」とい

願い出た。その経緯について簡単に確認してみよう。まずヴーへ

民」として生きていくと訴えた。それに対して、ペルゲンは けられるなら、啓籍業と出版業を完全に辞め、「一人の忠実な臣

られていた追放処分を取り消すように求めた。もしこれが聞き届 た。そこで、一七九一年一月一五日、ヴーヘラーは自分に課せ 延長を認めないように助言したが、皇帝は三ヶ月の延長を認め 了までの無期限滞在を訴えた。ペルゲンは皇帝に六週間しか滞在 ンに帰還許可の報せを受け取った。しかし、彼は一貫して業務終

載することを許可しなかった。また、彼の在庫の中にはいくつか

と背籍商の権利が失効しているヴーヘラーの名前を広告の中に記 視無しに行おうとしていることであった。裁判所はすでに卸売商 を検閲に要請していないこと、三つ目は彼女が自由に裁判所の監

と考えており、オークションが期間を超えて行われず、カタログ の禁むが混じっていたために検閲によるカタログの精査が必要だ

ウィーンを去ると、ヴーヘラー夫人ゾフィアは、政府の店舗閉鎖 認められなかった。 ように進言している。皇帝は最終的に六ヶ月の滞在を認めるこ の求めに応じ、蛰店の売却交渉を始めた。しかし、交渉はうまく に警察告発をおこない、それが原因となりそれ以後の滞在延長は とにした。しかし、後述の通り、ヴーヘラーはウィーン滞在中 はないかと心配していた。そのため、彼は滞在延長更新制をとる ヴーヘラーが今後も公然とあるいは秘密裏に聾藉を販売するので ゲオルク・フィリップ・ヴーヘラーが滞在期限満了によって

いかず、ゾフィアは商業・為替裁判所によって在庫を公開オーク

に記載されていない掛籍の販売を防ぐためにも、裁判所による た。最終的に公開オークションは一七九三年九月一六日、旧法律 から禁沓や委託商品を除いたオークション販売目録が印刷され オークションの監視が不可欠であることを強調した。 その結果、改めてヴーヘラー街店の在庫目録が作成され、 そこ

げは二八四グルデン九クロイツァーである。併せて三五六九グ グルデン一二クロイツァーになった。続いて一〇月七日には売 学校だった建物で午前(九時から一二時)と午後(一五時から一 ルデンニークロイツァーの売上金は、借金返済や事務経費として れ残った商品が再度オークションにかけられた。こちらの売り上 八時)に一回ずつ行われた。オークションの売り上げは三二八五

二一二.翻刻本の取り扱いと出版権の問題 ヴーヘラーが行なった廃業処理の過程において、重要な焦点と

使用され、ほとんどヴーヘラーの元に戻ることはなかった。以

上が大まかなヴーヘラーの廃業処理の頗末である。

クションを行うように記載していること、二つ目は、在庫品調査 ク・フィリップ・ヴーヘラーの名の下で彼の住居を使用してオー し商業・為替裁判所は三つの問題点を指摘した。一つはゲオル オークションをおこなおうと試みていた。しかし、この試みに対 ションで売却するように命じられた。ゾフィアは当初自宅で公開

なっていたのは、何よりも翻刻(Nachdruck)の取り扱いと出版

て翻刻本を出版させていたこともあり、外国の沓籍に対する翻刻ン・トーマス・エドラー・フォン・トラットナーに国家事業とし、パプスブルク君主国では、マリア・テレジアが特権沓籍商ヨハ権の問題である。

印刷業者には、すべての他国で出版された著作、その出版権者が可が確認され、一七八七年一〇月一七日の勅令で印刷業者に対助令では、国内哲籍の翻刻出版禁止および外国哲籍の翻刻出版許助に対して他国で出版されていなかった。こうしたウィーン宮廷の態度出版は問題にされていなかった。

かではなく、その本がどこで出版されたかにかかっていた。 はその時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」 はその時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」 はその時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」 の時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」 の時に限り翻刻本に対する保護を要求することができる」 のではなく、その本がどこで出版されたかにかかっていた。

てほとんど行なわれていなかった。したがって、出版権は自己申なっていることから推測するに、出版権の管理は行政当局によっカートの医学事典』のみであった。また、こうした照会をおこントン・レッシュに出版権の有無を確認している。レッシュによて、下オーストリア商業・為替裁判所は、ヴーヘラーの代理人アて、下オーストリア商業・為替裁判所は、ヴーヘラーの代理人ア

告によって主張されるものであった。

対応という問題に対し、下オーストリア商業・為替裁判所は当初上がっていた。ヴーヘラーがすでに受注している予約購読者への「経済新聞」、「フォン・ライルの世界地図」、カレンダー「寛容の「経済新聞」、「フォン・ライルの世界地図」、カレンダー「寛容の譲渡が重要な論点になっていたことは、予約購読商品であった譲渡が重要な論点になっていたことは、予約購読商品であった譲渡が重要な論点になっていたことは、予約購読商品であった

見を述べた。つまり、ヴーヘラーは委託販売をおこなっていただヴーヘラーの苷店の即時閉鎖を妨げるものではないだろう」と意味者がその小売を他の書店自体に譲ることができ、この両商品はは、「経済新聞」と「フォン・ライルの世界地図」に関して、「編に合意するように要求していた。それに対して、普籍商組合に合意するように要求していた。

が安価でその[予約購読の]引き継ぎを承諾し」、可及的速やかウィーンの書籍商組合にゾフィア・ヴーヘラーと「当地の書籍商

けであり、この二つの刊行物の出版権は編集者にあるので、容易

ものがほとんどであったからだ。ヴーヘラーの廃業過程におい

出版地を偽装しており、世襲領で出版したという証拠を残さない喪失していたと考えられる。というのも、ヴーヘラーの出版物は

これを踏まえると、ヴーヘラーの出版物のほとんどは出版権を

ウィーン呰籍商組合の一七九二年三月一二日付意見呰によれ

たちのためにも四月末まで開店を認めるべしとした。 もに中止するなら、委託販売者が収入金をヴーヘラーに渡すこと **算できる。仮に【寛容の使者】の当地での販売を遠方の注文とと** きず、復活祭後にようやく地方の委託業者の売り上げとともに計 資本がつぎ込まれており、その販売は復活祭前に終えることはで 断した。沓薪商組合の見込みでは、このカレンダーにはかなりの た。組合はこの刊行物に関してはヴーヘラーに出版権があると判 時滞在中に、一七九二年度版を編集したために事情が異なってい なく着服する可能性があるので、ヴーヘラーの夫人と罪なき子供

刷業者ヴァイマールによって様々な手段で侵害され、翻刻出版さ 聞】と【フォン・ライルの世界地図】と【寛容カレンダー】の小 ば、組合は所属する皆籍商全員に、「どのような条件で【経済新 商品の引き受けを承諾することはない」と知らせた。こうした 高次の決定が行われる前に、個人がヴーヘラーの出版および委託 リスクだと考えていた。それゆえ、組合は「[立法官庁による] 売りの引き受けを承諾するのか」を聴取した。ここでは、出版権 ことからもヴーヘラーの在庫を買い取るためには、出版権の確保 れていたからである。ウィーンの沓籍商はヴーヘラーの商品を高 の保証が問題となった。ヴーヘラーによって出版された商品が印

> 手段も意志も政府は持ち合わせていなかったと考えられる。 版権のない甞物の翻刻出版は常態化しており、これを取り締まる が不可欠であるという認識は書籍商の間の共通認識となっていた のではないだろうか。それだけに、ハプスブルク君主国では、 このことを裏付ける証言は、ブルノの甞籍商ヨハン・ゲオル

に予約購読が引き継がれると、聾藉商組合は判断した。しかし、

カレンダー【寛容の使者】に関しては、ヴーヘラーがウィーン一

この[買い取った]出版商品から翻刻本の出版をしたり、同じタ にもしすべての皆籍在庫を購入した場合、「様々な口実をつけて、 の買い取りを検討していたガストルは、一七九二年一二月一三日 ク・ガストルからも行なわれている。ヴーヘラー鸖店とその在庫 る。結局そのような出版権の保証が行なわれることもなく、 た売れ筋商品の翻刻本が出版されることを心配していたといえ ていた。ガストルは他の書籍商によってヴーヘラーが所有してい ターの人気小説【ルイーゼとローゼンフェルト】は翻刻出版され 会している。もうすでに、ヴーヘラーが出版したヨーゼフ・リヒ が自分にずっと保証されるのかどうか」を商業・為替裁判所に照 イトルをつけて編集したりすることを誰も行なわないという権利

ヘラーとガストルの交渉は難航を極め、打ち切られている。 ば、プラハの鸖籍商シェーンフェルト (一七九二年三月)、続い 二―三.売却交渉に見る地方母籍商の出版戦略 ヴーヘラーが売却を交渉した相手には、ゾフィアの言によれ

て三人の呰籍商(一七九二年七月、ヘルマンシュタット、

ハンガ

ネットワークの中心にあったヴーヘラー街店の持つ意味は大き たことで知られている。 築き上げていた沓籍業ネットワークに組み込まれていた場所であ が挙がっていた。候補に挙がった狴藉商の在地は、ヴーヘラーが ルノの啓籍商ヨハン・ゲオルク・ガストル(一七九二年一〇月) ガストルはヴーヘラーがこれまで所有し、行使する権利を持って 検閲済みの原稿と共に現金で買い取ることになっていた。同時に ラーが所有していたウィーンにあるむ店と全商品在庫を現存する の写しによると、街籍商ガストルは七〇〇〇グルデンでヴーへ づいて検証してみよう。 トルとヴーヘラーの交渉過程をゾフィア・ヴーヘラーの証言に基 ク・ガストルの行動は、補強しているように思える。そこでガス ていたのではないだろうか。こうした仮説を、ヨハン・ゲオル く、その購入はウィーンへの販売網を獲得できるチャンスと映っ には魅力的な出版商品すなわち『寛容の使者』、『女性のためのカ いたあらゆる権利と特権を獲得したいと考えていた。当然その中 レンダー』、『経済新聞』が含まれていた。ガストルは、ヴーへ ゾフィアが下オーストリア商業・為替裁判所に提出した契約呰 ハプスブルク君主国の野心的沓籍商にとって、ウィーンの禁呰 シェーンフェルトやガストルは積極的に禁むを取り扱ってい 断念したあとも、彼が何度もウィーン進出を試みていることから と推測できる。そして、この戦略的行動はヴーヘラー暫店購入を の購入の試みは、ウィーン進出を目的とした戦略的行動であった 明白である。彼はウィーンにおける沓籍業の権利とその拠点とし 「書籍業は自由な産業である」というレトリックを用いた。 ての店舗を欲していたのである。ガストルによるヴーヘラー沓店 表明している。またガストルはヴーヘラーの商品がなくても市民 移送のためにウィーンの店舗を何年か維持しておく必要があると や他の世襲領の諸都市並びに外国で小売することを希望し、商品 裁判所は三つの点でガストルの主張を真っ向から否定している。 拡大戦略の契機となっていたことがわかる。しかし、 り、第一章で確認したヨーゼフ二世の出版関連法が地方掛籍商の も裏付けられる。 ていた」ことにあった。ガストルの契約目的はこのことからも。 の場所でも設置されうるはずだと主張した。彼の主張の根拠は、 による沓籍業は彼の「営業権」によってウィーンだけでなく、他 間以外は倉庫を閉鎖するか商品を他の場所で資格を有している商 るが、公開される市場期間しか販売を行ってはいけない。市場期 「哲籍業は当局により自由参入を宣言された職業として認められ ガストルはウィーンでの営業権を獲得するための論拠として 第一に各背籍商は複数の都市に倉庫を所有する権利を有してい

りし、

ター・レーム、マルティン・ヴァインマイアー)、そして最後にブ

詳細不明)とヴーヘラーの後継者に当たる人物(ペー

ラーの商品在庫をブルノだけでなく、ウィーン、プラハ、リンツ

は、規制緩和のヨーゼフ時代からの揺り戻しをはっきりと確認で

資格の売却は認められない。この商業・為替裁判所の判断から た。第三に商品在庫の売却は認められても、ヴーヘラーの聾綺薬 生業ではなく、新しい「決定」に基づいて以前の秩序に戻ってい 人に委託するかのどちらかである。第二に沓籍業はもはや自由な

あることである。一七九〇年一〇月三〇日から六ヶ月間、ヴーへ

ヴーヘラー書店が掛籍を販売していたことをうかがわせる形跡が が掛籍商資格を失い、ウィーンを追放された後も、しばらくの間 くつか不可解な事実に遭遇する。その最たるものは、ヴーヘラー

史料を通してヴーヘラーの廃業処理問題を検討していくと、い

ラーはウィーンへの一時滞在を認められ、費店閉鎖のための残務

きるだろう。

(三) 行政当局による出版業の管理とその現実

ヴーヘラー事件を扱った史料を見ると、一七八九年七月から一

したプロテスタント共同体のための讃美歌集を販売して回ってお

卸売商兼掛籍商という看板」を出したまま開店していたようだ。

なった報告によると、ヴーヘラーは上オーストリアで新しく印刷

レオポルト・アロイス・ホフマンが一七九一年一〇月三日に行 鎖命令が出てからも、ヴーヘラーは沓物を販売していたようだ。 処理を行なうことが可能であった。しかし、一時滞在終了後、

り、またウィーンにあるヴーヘラー呰店もいまだに「帝国の特権

53

中、ヴーヘラー夫人はしばしば店を開けていたようである。一七

ヴーヘラーが再びウィーンを去ったあとも、廃業処理が進む

ことは明白である。ただし、下オーストリア商業・為替裁判所は

どの実務的問題に関しては、商業・為替裁判所が処理に当たった

もこれらすべてを黙認して」いた。

「普段は彼 [ヴーヘラー]に対してきわめて憤慨している簪察庁 「職権上、誰もこれに対してさらに異議を唱える資格がな」く、

なってヴーヘラー事件を処理し、その後の実店舗や在庫の処分な 解によって公安問題であった時期は、実質的に警察庁が主体と が禁眥の頒布によって政治活動を行なっているという警察庁の見 のは裁判所管理下の会社文費にある。このことから、ヴーヘラー 七九一年二月頃までの文眥は主に警察文眥にあり、それ以後のも

ス・ヴンデラーがヴーヘラーの店舗に関する報告を行った。それ 九二年七月六日に商業・為替裁判所の会議で裁判所役人マティア

によると、沓店のそでが開いているとのことであった。それを受

けて、裁判所啓記官フランツ・シュパンナーが七月二三日四時頃

題について検証したい。

警察および商業・為替裁判所との関係という観点から廃業処理問 に及んでいたことは否定できない。そこで本章ではヴーヘラーと 邦長官ペルゲン伯爵を通じて、簪察の影響力が商業・為替裁判所 領邦政府の下部組織であり、警察行政にも大きく関わっていた領

の立ち会いの下で行うことを指示した。しかし、ゾフィア・ヴーSb 作業中でも店舗を開けないこと、また店舗を開ける際には裁判所

に店舗の半分が開けられていることを確認し、ゾフィアに対して

いるところを発見されている。こうしたヴーヘラー沓店と警察や ヘラーはその指示に従わず、何度か立ち会いなしで店舗を開けて

裁判所とのやりとりを見る限り、政府側は強制執行を行なう権力

を持っていなかったことがわかる。 興味深いことに、ヴーヘラーはウィーン一時滞在中に一度警察

を告発する請願を皇帝に行なっているようだ。残念ながらこの ヴーヘラーの啓察告発の原文を史料で確認することはできない。

伯爵の意見沓などから確認できる限り、これが逮捕時にヴーへ ヴーヘラー夫婆が漏らしていた不満とホフマンの報告やペルゲン

レットのメインテーマであった。ここでヴーヘラー夫人ゾフィい。こうした司法の不正は、ヴーヘラーが出版してきたパンフ ラーが受けた不当捜査と刑罰に関する告発であることは間違いな

て支払いました。

アの証言とヴーヘラーの告発に対するペルゲンの抗弁を確認して

九年に夫の身に起こった警察の審問と刑罰について不満が述べら 求める暎願呰を皇帝に甞いている。この暎願呰の冒頭では一七八 ウィーンを去ったあとの一七九二年四月一〇日、再訪問の許可を ゾフィア・ヴーヘラーは、夫ゲオルク・フィリップが再び

> 「一七八九年に署名者の夫に科された警察の捜査によれば、 次のように罰せられました。 一.一五週にわたる勾留で、その内一二週間、彼は六シュー平方 の広さの部屋に、彼の審理以外は誰も彼と話すことが禁じられ

二.同じ期間に、彼の沓店、店舗、地下室、 によって捜査されました。 住居が何度も裁判所

るほど厳しく投獄されていました。

三.数千グルデンの価値のある、発見された有害な出版物の全て の在庫が彼から取り上げられました。

四、彼は莫大な費用で取得した卸売業の資格を剥奪されました。 彼は一〇〇〇シュペーツィエス・ドゥカーテン

(Species=Dukaten) すなわち、四五〇〇グルデンを罰金とし

六.彼はオーストリア世襲領から追放されました」。 舒 以上の損失を出す原因であり、「ぞっとするほど厳しく、例のな ゾフィア夫人はこの六重の刑罰を自分たち家族が二万グルデン

者で参川者である」という根拠のない誹謗から行われたと主張し 領からの二回目の追放が「ヴーヘラーがリエージュの騒擾の支援 る不当なやり方を非難している。さらに、ヴーヘラー夫人は世襲 れていたならば、あり得なかったものであると述べて、警察によ い」ものであって、現行法に照らし合わせて司法庁によって裁か

ている。おそらく、ヴーヘラーが警察に対しておこなったとさ

54

ものであっただろう。次に警察側の証言を確認みてみよう。 れる告発は、ここでゾフィア夫人が述べている内容と同じような | 七九一年二月二四日、ペルゲンは最高司法庁長官ザイラーン

むをしたためている。この報告沓はこの時期の答察のあり方を 示す興味深い史料である。まず、ヴーヘラーの行なった苦悄に対 の事情聴取を依頼され、これを受けレオポルト二世に宛てて報告 伯爵からヴーヘラーが訴えた警察不当捜査について調査と関係者

ことは必要であった。二.押収した印刷物を返還しなかったこと 証拠を見つけることができない場合、おとりを秘密婆に使用する であったことを五つの点から説明した。一、公的な捜査によって ンの幹部としての役割を何度も強調した上で、捜査が公正なもの 布者として危険人物であったことを指摘し、彼のドイツ・ユニオ 性と刑罰の妥当性である。ペルゲンはヴーヘラーが当時禁售の頒 は二つの問題からなっていた。すなわち、簪察による捜査の不当 とを宣言している。ペルゲンによれば、ヴーヘラーが訴えた不満 して向けられ」たものであるとして、ペルゲン自ら抗弁するこ られている警察署の行為、いやそれどころか警察長官の行為に対 して「一人の警察官個人に関わるものではなく、私の指導に委ね

> り、追放刑を受ける二十分な理由があったとしている。 活を顎みて、滞在期間は可能な限り延長された。判決の公正さに 察署ではなく、皇帝が裁判官として刑罰を決定した。五。 ついては、ヴーヘラーに対する刑罰はヨーゼフ二世の判断であ しかし、ペルゲンがいかに抗弁しようとも、通常の法規に照ら 彼の生

在]期限経過後、彼は行きたいところに行くことができるという すべてを放置しておかなければならず、従ってヴーヘラーが[滞 髙司法庁に提出されたヴーヘラーの告発は警察庁を完全な炎の中 怒りを抱いたことはホフマンの報告掛にも言及されている。「最 に映っていた。それを裏付けるように、警察がこの告発に大きな に、おそらくまた幾分かの窮境に置いたのでした。すでに現在、 して捉えられている。そして、それが彼の目にははっきりと脅威 ない ヴーヘラーの警察告発は、警察システムの整備に心血を注 いできた政府内有力者ペルゲンにとって警察全体に対する挑戦と しあわせると超法規的な措置を啓察がおこなったことは否定でき

うにも思えるが、これに関する検証は今後の課題としたい。 察に対する告発を印刷物で流布することに対する恐れがあったよ 応に苦慮していたことが推察できる。その背景にヴーヘラーが整 業を完全に管理下に置くことは不可能であり、ヴーヘラーへの対 こうした行政対応を見る限り、この時期に簪察が簪籍業・出版 決定がなされました」。

括して一〇〇〇ドゥカーテンに減少させたものであった。四:

醔

された罰金刑は本来ならばもっと多額なものにならなければなら

で損害を受けることはヴーヘラー自身の墳任である。三.彼に下

なかったが、彼を完全に破滅させてしまわないように、皇帝が一

社文街およびオーストリア国立文街館の啓察文街に基づき、ヴー本稿では、ウィーン市立文街館の商業・為替裁判所文哲内の会

並びに地方都市の铅籍商の投機意欲を刺激し、彼らの事業拡大をた。ヨーゼフ期に行なわれた出版業に対する規制緩和はウィーン

の影響力、啓籍商の出版戦略や行政当局による管理方法を考察し

ヘラーの雸店廃業の経緯を明らかにし、その過程から出版関連法

版商品の価値低減につながっていた。ヨーゼフ二世の出版政策が許容する態度は、国内の沓籍商の出版権をも脅かし、結果的に出促進していた。しかし、マリア・テレジア期から続く翻刻出版を

出版業にもたらした両義的影響は明らかである。すなわち、匿名

となった。したがって、ハプスブルク君主国における投機的な非害を黙認したことで、(合法的な)出版業の持続的な発展の障害のパンフレット出版や翻刻出版を増加させる一方で、出版権の侵

一八世紀末の出版流通構造を明らかにしていくとともに、実際に今後の課題として、こうした事例研究を積み上げていくことで、舎面取り扱った出版制度の問題は、「出版の自由の拡大」をた。今回取り扱った出版制度の問題は、「出版の自由の拡大」をた。今回取り扱った出版制度の問題は、「出版の自由の拡大」をた。全国取り扱った出版制度の問題は、「出版の自由の拡大」を決議していた。これは経済的な側面だけでな合法出版の隆盛は必然であった。これは経済的な側面だけでな

ケーションを立体的に解明していく必要がある。何が流通していたのかにも配慮して、啓蒙専制期の情報コミュニ

です。 ※本研究の一部は科学研究費二四二○三三六の助成を受けたもの

Ħ

(~) P. G. M. Dickson, "Monarchy and Bureaucracy in Late Eighteenth Century Austria" in: The English Historical Review, Vol. 110. No. 436 (1995), pp. 323-367, here 352.

(1995), pp. 323-367, here 352.

Topographie des lieterarischen Untergrunds im Europa des 18.

Topographie des lieterarischen Untergrunds im Europa des 18.

Jahrhunderts: Produktion, Distribution und Konsumption von "verbotenen Lesestoffen" "in: Christine Haug, Franziska Mayer,

Winfried Schröder (Hrsg.), Geheimliteratur und Geheimbuchhandel in

Europa im 18. Jahrhundert (Wiesbaden 2011), 9-47.

(3) Robert Darnton, "What Is the History of Books?" in: Daedalus Vol. 111, No. 3 (1982), pp. 65-83. here 65. ダーントンがいう哲物の歴史に関しては次の文献も参考になる。ロバート・ダーントン(近藤朱蔵関しては次の文献も参考になる。ロバート・ダーントン(近藤朱蔵以上)【禁じられたハストセラー:革命前のフランス人は何を読んでいたか】新曜社、二〇〇五。

(4) たとえば、次のような文献がある。Ursula Giese, "Johann Thomas Edler von Trattner: seine Bedeutung als Buchdrucker, Buchhändler und Herausgeber "in: Archiv für schichte des Buchwesens, Bd. 3 (1961), 1013-1453; Herbert Zeman, "Der Drucker-Verleger Joseph Ritter von Kurzböck und seine Bedeutung für die

- (5) 特に次の文献が重要である。Leslie Bodi, Tauwetter in Wien. Zur
- Auflage, (Wien / Köln / Weimar 1995); Ernst Wangermann, Der Waffen Prosa der österreichischen Aufklärung 1781-1795. 2. erweiterte

Joseph II. (Wien / München 2004). また、日本でこの時期のパンフ レットを扱った研究には山之内克子の諸論文、山之内克子「啓蒙期 der Publizität. Zum Funktionswandel der politischen Literatur unter

ウィーンの「都市描写」―ヨハン・ペツル『ウィーンのスケッチ』

「ウィーンとベルリン:「啓蒙」をめぐる論争―ヨハン・フリーデル 篇—」 【外国学研究】 五三、二〇〇二年、六一—九二頁。同 マウアー『オーストリアの啓蒙と文学をめぐる考察』に関する一試 頁。同「一八世紀末ウィーンにおける文芸と出版―アロイス・ブル を中心に―」「神戸外大論群」五一(三)、二〇〇〇年、一七―四七 **『ウィーンからの手紙』とその反論文むをめぐって」『神戸外大論**

-八世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制

避】五四(一)、二○○三年、九一—一二四頁、および拙稿「ヨー

(7) オーストリアにおける沓物の歴史の遅れと課題については次の文 (6) 代表的なものは、以下の文献である。Hermann Gnau, Die Zensu Problem der Zensur in der theresianischen Reform. (Wien 1970) Staatsverwaltung und kirchliche Autorität im 18. Jahrhundert. Das Habsburgischen Länder. (Budapest 1958); Grete Klingenstein, und Geistesfreiheit unter Joseph II. Beitrag zur Kulturgeschichte der unter Joseph II. (Straßburg i. E. / Leipzig 1911); Oskar Sashegyi, Zensus

心に―」『東欧史研究』二七号、二〇〇五年、四六―六六頁がある。 ゼフ・リヒター『なぜ皇帝ヨーゼフは民に愛されないのか?』を中 ゼフ二世期におけるウィーンパンフレット作家の政治的挑戦―ヨー

> までハプスブルッ君主国、特にオーストリアにおける沓物史はほと Studies in Austria 1945-2010, (Bochum 2011) pp.227-244. また、これ Wallnig, Johannes Frimmel, Werner Telesko (Eds.), 18th Century んど日本で紹介されることもなかった。

献を参照のこ^レ Johannes Frimmel, "History of Books" in: Thomas

(8)ウィーンの書籍商は一時期、翻刻本をめぐる問題でライブツィヒ 態は改めて明らかにしていく必要があるだろう。 把握できるとはいえない。またライブツィヒを通さない商取引の可 **費箱市から閉め出されており、費藉市カタログの分析では全体像を** 能性も大いにあるため、ハプスブルク君主国における呰籍流通の実

- (9)この分野において文岱館史料に基づく事例研究が不足しているこ meiner Mit-Collegen nachtheilig bin ··· «Die Deregulierung des ര° Michael Wögerbauer, "» ··· folglich ich keines Weges einem とは、ミヒャエル・ヴェーガーバウアーによっても指摘されてい
- (11)拙稿「一八世紀末ウィーンの出版文化―ゲオルク・フィリップ・ ヴーヒェラーの出版活動を例にして一』『史境』 五七号、二〇〇八、 (Frankfurt am Main 1992).

三七-五六頁を参照のこと。

(\(\times\)) Michael Winter, Georg Philipp Wucherer. Großhändler und Verleger.

Sozialgeschichte der deutschen Literatur 34 (2) 46-72, hier 48 Buchdruckers J. N. F. von Schönfeld" in: Internationales Archiv für habsburgischen Buchhandels unter Joseph II. am Beispiel des Prager

57

- (2) Gustav Otruba, "Die Wirtschaftspolitik Maria Theresias und Josephs Absolutismus, (Berlin 1981) 77-103. hier 88 Wirtschaft und Gesellschaft in Österreich im Zeitalter des aufgeklärten II." in: Herbert Matis (Hrsg.), Von der Glückseligkeit des Staates: Staat
- (🖺) Otruba, 90; Norbert Bachleitner, Franz M. Eybl, Eernst Fischer, Geschichte des Buchhandels in Osterreich (Wiesbaden 2000) 55
- (当) [Joseph Kropatschek (Hrsg.)], Sammlung aller k. k. Verordnungen

(15) この規定は次の文献に収録されている。[Kropatschek (Hrsg.)]. Sammlung aller k. k. Verordnungen und Gesetze vom Jahre 1740 bis 1780. 6. Band. (Wien 1786) Nro. 1385. 454-459.

Ordnung. 5. Band. (Wien 1786) Nro. 954. 210.

ergangenen Verordnungen und Gesetze in einer chronologischen

- 目のないわけのない治療薬である」。Denkschrift Josephs II. von間のないわけのない治療薬である」。Denkschrift Josephs II. vonにお金特定の商品に対する特権や独占の廃止。これらすべてが効きて、それどころかお金を外国から引き寄せるのだ。貿易を促進するのはお金だけではない。統治者の目配り、統治者自身による監督あるいは少なくとも信頼されている大臣による監督、迅速に機能する可法、素明らしいポリツァイ規定、商人の育成と保護ならびに報信、交易商の雑事からの解放、言うまでもなく特権の廃止、とりわけある特定の商品に対する特権や独占の廃止。これらすべてが効きけある特定の商品に対する特権や独占の廃止。これらすべてが効きけある特定の商品に対する特権や独占の廃止。これらすべてが効きけある特定の商品に対する特権や独占の廃止。これらすべてが効きけある特定の商品に対する場合の最近に独立の場合に表している。「国家の(16) ヨーゼフは貿易について以下のように書き記している。「国家の(16) ヨーゼフは貿易について以下のように書き記している。「国家の(16)
- (二) Kropatschek (Hrsg.), Handbuch. 1. Band, 548.

766 In: Harm Klueting (Hrsg.), Der Josephinismus, 96

・ Kropatschek (Hrsg.), Handbuch. 10. Band, 645.
 (18) Kropatschek (Hrsg.), Handbuch. 10. Band, 645.

- 1788 zitiert in: Junker, Zum Buchwesen in Österreich, 128. niederösterreichischen Statthalterei, Fasc. A, 16 Nr. 38294 de anno von 1751 bis 1800, Fasc. Nr. 100. - Registratur der 誰でも即座に調達するはずである]。Archiv des Reichs け、利用するような需要の多い沓物の種類あるいはチーズの種類を 識以上のものは必要ない。たいてい、公衆の要求を値段で引きつ 主が必要であるが、読むが彼らに本当に利をなすとしても、彼らは き資格認証や教養の試験を要求しているが、これは本当にばかげて ばならない。政府係官は哲店を開こうと考えているものに嘲笑すべ すべてのものは公的なポリツァイ法や検閲法に正確に従属しなけれ くり、用意するものは、それを販売することができる。けれども、 トッキングを縫うように印刷することができ、印刷された沓籍をつ Finanzministeriums, Niederösterreichische Commers-Concessacten 試験に耐えぬけないだろう。沓輤販売には、チーズを売るための知 いる。競費から本当の利益を引き出すためには、多くの頭脳の持ち 一定にはされえない。活字、色、紙、印刷機を用意するものは、ス
- 2) Kropatschek (Hrsg.), Handbuch, 15. Band, 883.
- Vgl. Carl Junker, "Korporation der Wiener Buch-, Kunst- und Musikalienhändler 1807-1907. Festschrift zur Feier des Hundertjährigen

(Hrsg.), Carl Junker Zum Buchwesen in Österreich Gesammelte Schristen (1896-1927) (Wien 2001), 62-103. hier 65, 94.

Bestehens der Korporation am 2. Juni 1907", in: Murray G. Hall

- (22) Junker, "Korporation", 95–98.
- (23) このあたりの経緯は以下の文献を参照のこと。Michael Winter (で)へラー)の出版文化―ゲオルク・フィリップ・ヴーヒェラー紀ウィーンの出版文化―ゲオルク・フィリップ・ヴーヒェラー (23) このあたりの経緯は以下の文献を参照のこと。Michael Winter (23) このあたりの経緯は以下の文献を参照のこと。Michael Winter (25)

-- 58 -

- (전) Franz Xaver Huber, Geschichte Josephs II. römischen Kaisers, Königs von Hungarn und Böheim u., Zweiter Abschnitt (Wien 1790) 229f. 同右拙稿「一八世紀ウィーンの出版文化」を参照のこと。
- (%) Österreichisches Staatsarchiv (OStA), Allgemeines Verwaltungsarchiv (AVA), Inneres Polizei Pergen Akten 8 5, Heft 7, fol.64r-64v
- (27)OStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 21. fol.89v-90v.「私の家族に浴 手に渡さざるをえないほどの最安値を強いられることが避けられな に私の子供たちとともに物乞いになるでしょう」。 すことを強いられることになるでしょう。それによって私は明らか になく、最終的に、そのようなものを完全に紙くずとして人手に渡 るなら、私は完全に私の啓籍在庫をいつか他の人に売却できる立場 **薬とわたしから私の最高の商品を遠法に奪い取られることが許され** べての倉庫の売却を私にもたらすことになる忌まわしい方法で卸売 所の購入者に、彼が購入物を再び返却し、私を私の哲物が案材を人 わがものにしようと申し出ています。あるものは実際に、私の印刷 どころか、何人かはすでに四つ折り版カレンダーの寛容の使者、経 代理人諸氏は私の判決が周知されて以来目撃者でありました。それ い事態に置くならば、一〇〇グルデン提供させていました。私がす 済新聞などが特に優れたものとして含まれる私の最高の出版商品を かに多くの策略を私の敵が、特に一部の沓籍商が用いているのか、 き行いをなすりつけ、散布するために、不法な利益をめぐって、い 私に失わせ、極悪非道の悪人しか犯すことのできないような恥ずべ 知らないはずはないでしょう。私がまだ所有しているものを完全に を完全ではないにせよ物乞いの杖へと近づけてしまうことを開下が 大なる危険にあるように、その大部分が何の救済もなく失われ、私 びせられた罵倒の他に、今や知らない人々に完全に委ねられなけれ ばならない私の財産が、そこから私が完全に離れていることで、
- (%)OStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 9. fol.66~67v. ヴィンターは、こ の閻願を下オーストリア領邦長官ヴェンツェル・ザウアー・フォン・

ン・アウエルスペルク伯爵である可能性が高いだろう。 えると、ペルゲン伯爵かその代理を務めていたアウグスト・フォ る可能性はほぼないだろう。仮に下オーストリア領邦長官宛だと考 ティロールの総督であった。ゆえにこの請願がザウアー伯爵宛であ は、一七九一年六月一六日 [ヴィンターは一八日としているがこれ Ankenstein に宛てたものだと断定している。Winter, Georg Philipp 邦長官となるのは、一七九一年であり、彼は一七九〇年八月間で 月二〇日であるということだ。ザウアー伯爵が下オーストリアの領 かる。しかし、問題は、この請願がむかれた時期が一七八九年一二 アー伯爵に何度もウィーンへの滞在延長を働きかけていることがわ と九月一)日の報告街であり、確かにそこからヴーヘラーがザウ ラーに関してザウアー伯爵が登場するのは、一七九一年五月三〇日 ヴィンターは別のホフマンの報告哲と取違いをしている。ヴーへ に関する記述があるが、論拠になるような箇所はない。おそらく、 ロイス・レオポルト・ホフマンの報告街であり、そこにヴーヘラー は一六日の読み間違いであろう]にレオポルト二世に提出されたア Wucherer, 71f. しかし、これは誤りであろう。彼が根拠にしているの ウント・ツ・アンケンシュタイン伯爵 Wenzel Graf Sauer von und zu

- (ℜ) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 15. fol.74r-76r.
- (증) ÖStA HHStA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), fol.136r
- (%) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 18. fol.80r-81v.
- (紹) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 23. fol.95r-96r. (N) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 24. fol.97~98v
- (\(\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tinte\text{\tinit}\xi}\\\ \tinth}\text{\texi}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\ti}}\}\tintity}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\text{\text{\t
- (%) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Nachträgliche Außerung des k. k. n. ö. Merkantil- und Wechselgericht von 30. 8. 1792.
- (중) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation der untermeldte gerichtl. verordneten Lizitationskommissarien vom 23. 9. 1793.

(会) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bericht des k. k. n. oe. Merkantil- und (%) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation der untermeldte gerichtl verordneten Lizitationskommissarien vom 10. 10. 1793

(র্ন্র) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Kauf- und Verkaufscontract zwischen den

Wucherer und Gastl vom 10. 10. 1792

- (全) Bachleitner et al, Geschichte des Buchhandels, 107 Wechselgerichts vom 15. 7. 1796. (영) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 10.
- (국) Kropatschek, Bd. 1. 542f. (3) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bericht von Amtswegen des k. k. n. oe.

(43)ヴーヘラーの代理人レッシュは出版者の特定の困難さについて嘆

(쉭) Kropatschek, Bd. 13. 545f

で印刷されている。[ヴーヘラーの] 本当の出版商品は多くても一 いている。「たいていの翻刻版は出版者名がないままや他人の名前 (3) OStA HHStA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), Bericht an Kaiser

Merkantil- und Wechselgerichts an k. k. n. oe. Landesregierung vom

- (56) ヴーヘラーが出版した代表的な司法行政批判パンフレットとして (公) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation des Franz Spanner vom 2. 8. 1792 Leopold II. vom 3. 10. 1791. fol.290v-291r.
- des Stürken hingerichtet worden ist. ([Wien] 1786); [Johan Jakob Fezer?], は以下のものがある。[Franz Xaver Karl Gewey], Beweis, daß Zalheim als ein Opfer der Unwissenheit seiner Richter und durch Gewal

Freymillhige Bemerkungen über das Verbrechen und die Strafe des Garde

60

(4) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Anton Resch vom 27. 7.

Georg Philipp Wuchererschen Bevollmächtigten vom 27. 7. 1793.

ラーによって一七八八年に三巻本で出版されたものである。 1793. レッシュが言及した 【プランカートの医学事典】 はヴーヘ (목) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Abgeforderte Außerung des Innbemeldt

Gerichtkanzelisten Franz Spanners vom 30. 8. 1793.

二から一五くらいだろう」。WSLA, FA, 1 Reihe w38. Relation des

- Allgemeine Literatur Zeitung vom Jahre 1788, 4. Bd. Num. 267. (Jena Allgemeine deutsche Bibliothek, 90. Bd. 1. St. (Berlin 1789) 107; (5) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Bittschrift von Sophia Wucherer an Kaiser Leopold II. vom 10. 4. 1792. Obristlieutenant Szekely. (Wien 1786).
- (S) Ibid. しかし、 雄者の予想では、 夫人の主張とは 裏腹にヴーへ ラーはオーストリア領ネーデルラントの不満を抱く人々に向けた煽
- ヨーゼフは民に愛されないのか?」はフランス語に翻訳され、フラ 証はないが、実際、彼の出版した有名なパンフレット『なぜ皇帝 動的な掛錆の流通に関わっていた。ヴーヘラーが関わったという確
- qu'il devroit employer pour regagner l'affection de son Peuple. (Vienne Joseph II n'est-il point aimé de son peuple, premiere partie : Des moyens ンス語圏でも販売されていた。Anonyme, Pourquoi L'Empereu
- (宏) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 5.

(4) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung von Johann Georg Gastl vom 13.

Buchhandlungsgremiums vom 12. 3. 1792.

(4) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung des priv.

Buchhandlungsgremium vom 4. 1. 1792.

(4) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Dekret an das privilegierte

(4) WSLA, FA, 1 Reihe w38. Äußerung des priv.

Buchhandlungsgremiums vom 12. 1. 1792.

- 伯母の手で翻訳紹介されている。Honoré-Gabriel de Riquetti de 1787). また、このパンフレットはフランス革命で活躍したミラボー

一八世紀末ハプスブルク君主国における出版と統制

Mirabeau, De la Monarchie Prussienne, sous Frédéric le Grand: Avec un Appendice Contenant des Recherches sur la situation actuelle des principales Contrées de L'Allemagne, Tome Septième, (London 1788) 241-262.

- (名) ÖSIA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 26. fol.100-109v.
- (S) ÖStA, AVA, Pergen Akten 8 5, Heft 26. fol.100r.
- (G) ÖStA HHStA, Vertrauliche Akten 38 (alt 58), Bericht an Kaiser Leopold II. vom 26. 5. 1791. fol.136r.